

学校臨床の新展開 27

— チーム学校？ チーム児童相談所？ —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学



チーム学校？

近頃、「チーム学校」という言葉を聞くことが多くありませんか？ コンビニやゲームセンターにたむろする若者がかつて「チーマー」とよばれていたのですが、学校で徒党を組む生徒のことをいうではありません。

2015（平成 27）年 12 月に出された中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」でのキーワードです。

少し長いですが、引用しておきます。

「近年、グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が大きく変化し続ける中で、複雑化・困難化した課題に的確に対応するため、多くの組織では、組織外の人材や資源を活用しつつ、組織の力を高める取組が進んでいる。こうした中で、学校においても、子供を取り巻く状況の変化や複雑化・困難化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な背景を有する人材が各々の専門性に応じて、学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力を、より効果

的に高めていくことがこれからの時代には不可欠である。現在、学習指導要領改訂の議論も進められているが、学校という場において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることは、より厚

みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのためにも、「チームとしての学校」が求められている。本答申は、そのような現状認識に基づき、今後の在るべき姿としての「チームとしての学校」と、それを実現していくための改善方策について示したものであり、その実現のために、国、教育委員会も「チームとして」取り組み、学校や校長を支援することが求められている。」

また「学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要である。例えば、子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関

係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子供たちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できない。学校現場で、より効果的に対応することが重要である。さらに、いじめなど、子供たちの生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事案においては、校内の情報共有や、専門機関との連携が不足し、子供たちのSOSが見過ごされていること

いくためには、教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うがある。校長のリーダーシップの下、チームを構成する個々人がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、情報を共有し、課題に対応していく必要がある。」としています。

「チーム学校」の実現による学校の教職員等の役割分担の転換について（イメージ）



図1：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（中教審答申）、2015（平成27）年12月より引用

つまり、従来から日本では他国と比べて、教員の担うべき業務が多すぎるなか、近年、特に困難な生徒指導上の事象が多く発生し、教員は心理や福祉の専門職、関係機関や地域と協働して、「チームとして」事象の解決に向けて、取り組んでいかなければならないという指摘である。なお、この答申の前年 2014（平成 26）年には、「子どもの貧困対策に関する大綱」のなかで、学校は全ての子どもたちが集う場であるため、「プラッ

トフォーム」として貧困問題等の発見、支援の拠点であると位置づけもされています。

さて、この連載では長年にわたり「学校臨床の新展開」として特にスクールソーシャルワーカーの導入について、述べてきましたが、もはや新しい展開ではなく、浸透しつつありますが、あらためて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いをみたいと思います。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割等

名称	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
人材	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者
主な資格等	臨床心理士、精神科医等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手法	カウンセリング(子供の心のケア)	ソーシャルワーク(子供が置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛け)
配置	学校、教育委員会 等	教育委員会、学校 等
主な職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ①個々の児童生徒へのカウンセリング ②児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア ④教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤教員との協力の下、子供の心理的問題への予防的対応(ストレスチェック等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭環境や地域ボランティア団体への働き掛け ②個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ③要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働 ④教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修活動

23

表 1：文部科学省初等中等教育局児童生徒課「学校における教育相談に関する資料」2015（平成 27）年より引用

2014（平成26）年度のスクールカウンセラー配置校調査によりますと、7,344人のスクールカウンセラーのうち6,153人（83.7%）が「臨床心理士」となっています。一方、スクールソーシャルワーカーは、近年、有資格者が増えましたとはいえ、「社会福祉士」が47%、「精神保健福祉士」が25.1%であり、依然として教員免許や心理職の資格のみという者も少なくありません。

また、スクールカウンセラーは「臨床心理士」の独占業務のようになっていますが、近年、心理職の国家資格化が決まり、関係諸団体も国家試験受験資格を得るための動きやスクールカウンセラーの任用要件を求める動きが盛んに行われており、今後は、多様な専門的資格を有する者がスクールカウンセラーに登用されることになるでしょう。

チーム児童相談所？

他の専門職の力を借りなければならない状況は児童相談所も同じです。年々、児童虐待対応件数は増加の一途ですが、法的手

続きを迅速に求められる事案も多くなっています。そこで、2016（平成28）年の児童福祉法改正を受け、児童相談所には弁護士の配置が進んでいます。しかし、常勤か非常勤かの規定はなく、「配置」に準ずる形も認められており、自治体の財政的な側面や力点にも差が出ています。

さて、学校に入ったスクールソーシャルワーカーと児童相談所に入った弁護士。福祉的、法的といった専門性の違いはありますが、どちらも共通して、子どもの最善の利益を問い、子どもの権利を擁護しアドボケイターとしての役割も担っています。子どもの立場に立ちきるワーカーや弁護士との出会いが、子どもたちの明日を拓く第一歩の転機になればと願っています。

（参考文献）

- ・文部科学省 中央教育審議会 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」、2015（平成27）年
- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課 「学校における教育相談に関する資料」、2015（平成27）年